

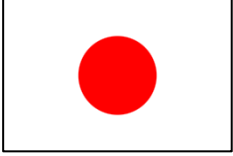


	ルール名（通称）	ルールの特筆事項
	インフレ抑制法	<ul style="list-style-type: none"> 北米で最終組立された新車EVを購入する際、電池材料・部品の北米又はFTA締約国からの調達割合が高いものを対象に上限7,500ドルの税制優遇措置※1 中露などの「懸念外国事業体」は対象外※2
	欧州バッテリー規則案	<p>以下の要件（抜粋）を加盟国に強制適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造・廃棄時の温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント（CFP））の表示義務の導入（⇒CFPが一定以上の電池の輸入禁止の恐れ） リサイクル材の使用義務の導入
	経済安全保障推進法に基づく支援策	<ul style="list-style-type: none"> 「特定重要物資」の指定に伴い、供給確保計画の認定事業者に対して、総額3,316億円の財政支援を措置 バッテリーの生産設備支援は国内工場に限るが、外国産品の排除規定はない

※1 以下の要件（抜粋）を満たせばEV購入時に税額控除となる。

①車両の最終組立が「北米」域内であること（必須要件） ②次の要件を満たすとそれぞれ**3,750ドル控除**となる。

(1)電池材料の重要鉱物のうち、調達価格の40%（段階的に引上）が、「米国」又は「FTA締結国」で採掘・加工されていること、又は「北米」域内でリサイクルされていること

(2)電池用部品の50%（段階的に引上）が「北米」域内で製造・組立されていること

※2 「懸念外国事業体」（北朝鮮、中国、ロシア、イラン）により、車両の電池に含まれる重要鉱物が抽出・加工・リサイクルされたもの、又は電池に含まれる部品のいずれかが組立又は製造されたものは対象除外とする。

欧米の域内優遇策に比べ、日本は出遅れ

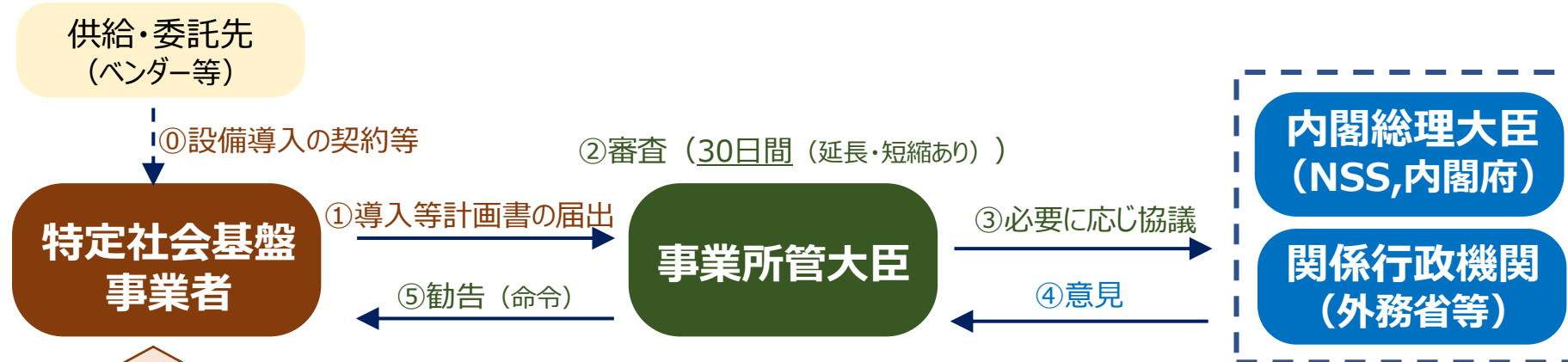
資料2 サプライチェーン強靱化に関する制度の概要



資料3 基幹インフラの安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備は役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- そのため、**国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、指定された事業者が、国により指定された重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける**制度を構築。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大いだと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を**勧告（命令）**できる。

制度のスキーム



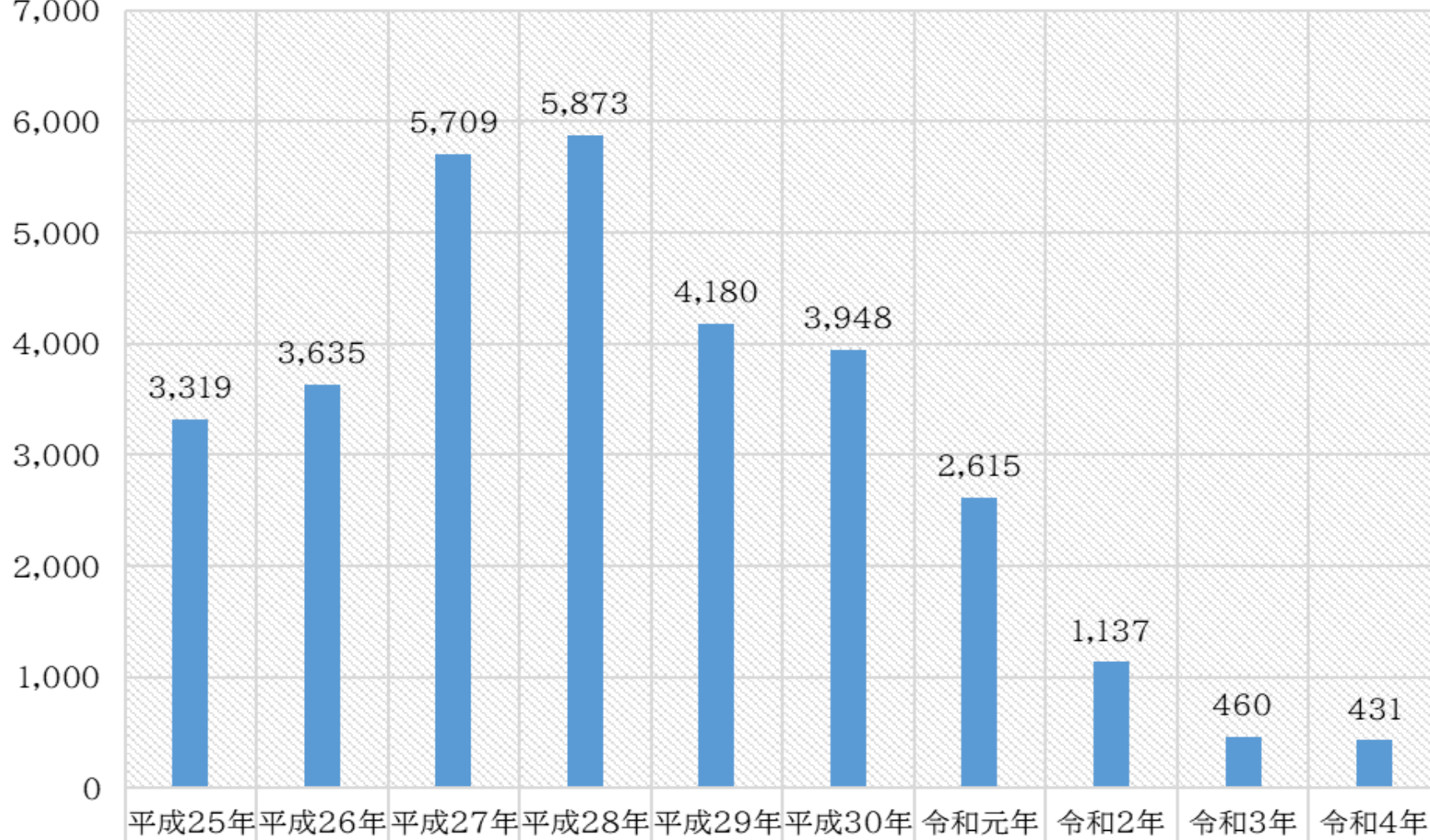
(1) **対象事業**…現在法律で次の14分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込む。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を**告示**で指定。

外交団車両に対する放置車両確認標章取付件数の推移

(件) 7,000



資料5 外交団車両の駐車違反件数及び不納欠損件数と金額

① 外交団車両に対する放置車両確認標章取付け件数（上位3か国）

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
総件数	2,615	総件数	1,137	総件数	460	総件数	431
ロシア	1,111	ロシア	306	ロシア	82	ロシア	64
中国	242	エジプト	176	モロッコ	29	クウェート	28
エジプト	216	中国	103	米国	27	イラン	16
						アゼルバイジャン	16

※ 取付け件数は暦年計上。

②-1 外交団車両に係る不納欠損件数（上位3か国）

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
総件数	3,118	総件数	2,736	総件数	3,572	総件数	3,900
ロシア	1,140	ロシア	1,101	ロシア	1,496	ロシア	1,826
中国	482	中国	416	中国	573	中国	638
カザフスタン	144	カザフスタン	141	カザフスタン	177	エジプト	184

※ 不納欠損件数は年度計上。

②-2 外交団車両に係る不納欠損金額（上位3か国）

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
総額(万円)	4,677	総額(万円)	4,104	総額(万円)	5,358	総額(万円)	5,850
ロシア	1,710	ロシア	1,652	ロシア	2,244	ロシア	2,739
中国	723	中国	624	中国	860	中国	957
カザフスタン	216	カザフスタン	212	カザフスタン	266	エジプト	276

※ 外交団車両に係る不納欠損金額のデータがないため、1件15,000円（普通自動車の駐車禁止場所における放置駐車違反の放置違反金）と仮定した場合の不納欠損金額を記載した。

※ 千円単位は切上げ。

③-1 全体の不納欠損比率

放置車両確認標章取付け件数		不納欠損件数		5年前の取付け件数に対する各年度不納欠損件数の割合
平成25年	1,664,504	平成30年度	34,850	2.1%
平成26年	1,499,283	令和元年度	26,949	1.8%
平成27年	1,394,977	令和2年度	22,609	1.6%
平成28年	1,329,894	令和3年度	18,386	1.4%

※ 全取付け件数及び全不納欠損件数を記載した。

※ 取付け件数は警察庁放置駐車違反管理ファイルに登録された件数、不納欠損件数は都道府県警察からの報告による。

※ 放置違反金の消滅時効は5年であるため、不納欠損処理した年度の概ね5年前に当たる年の標章取付け件数を記載した。

※ 放置車両確認標章取付け件数は暦年、不納欠損件数は年度で統計をとっているため、正確な対比はできない。

③-2 外交団車両に係る不納欠損率

放置車両確認標章取付け件数		不納欠損件数		5年前の取付け件数に対する各年度不納欠損件数の割合
平成25年	3,319	平成30年度	3,118	93.9%
平成26年	3,635	令和元年度	2,736	75.3%
平成27年	5,709	令和2年度	3,572	62.6%
平成28年	5,873	令和3年度	3,900	66.4%

※ 件数は、都道府県警察からの報告による。

※ 放置違反金の消滅時効は5年であるため、不納欠損処理した年度の概ね5年前に当たる年の標章取付け件数を記載した。

※ 放置車両確認標章取付け件数は暦年、不納欠損件数は年度で統計をとっているため、正確な対比はできない。